

プロジェクト リース

項目 第 446 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 446 回企業会計基準委員会（2020 年 11 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

リースの識別について**（リースと非リース構成要素の分離について聞かれた意見）**

2. IFRS 第 16 号では、原則としてリースと非リース構成要素を分離するが、実務上の便法として、借手は、原資産のクラスごとに、非リース要素をリース要素と区分せずに、合わせてリースとして会計処理することができるとされている。この定めでは、サービスの部分が重要な場合やリースとサービスが一体不可分で実態を反映しない可能性もあり、IFRS 第 16 号の構成要素の分離について、我が国の改正基準にそのまま採り入れるべきかは検討する必要があると考える。
3. 構成要素の分離に関しては、収益認識基準の履行義務の識別にならって、まずどのような構成要素があるかを把握したうえで、それらを総合的に又は技術的な観点から考慮して大きい方に寄せるとか又は半分ぐらいは分けてるとかいった整理をすべきではないか。

（リースとサービスの区分に関する懸念への対応について聞かれた意見）**不動産賃貸借契約について**

4. 不動産賃貸借契約の法的位置づけは賃貸借であるが、定期傭船契約は賃貸借契約であるか傭船という特別な契約であるかが必ずしも明確ではなく、両者の法的位置づけは大きく異なる。法的な位置づけが全てではないが重要なポイントであると考えられ、類似する要素があるとしても、不動産賃貸借契約は定期傭船契約と分けて考えるべきである。

定期傭船契約について

5. 定期傭船契約について、船主業界の主張は理解できるところがある。リースの識別は難しい問題であり現時点でどうすべきかは言及できないが、全体としてサービスとして処理するという整理ができればよいと考える。

6. 事務局提案では、定期傭船契約に関する設例はリース会計基準に採り入れないことを提案しているが、他の船舶（裸傭船契約、航海傭船契約）に関する設例も採り入れないことを提案しているのか確認したい。ある設例を採り入れて他の設例を採り入れないと、その一つの設例を採り入れたことが意味を持つ可能性があるため、他の船舶の設例を採り入れるかどうかについても検討する必要があるのではないか。
7. 定期傭船契約は国際的に共通した契約であり、海運業は国際的な競争が激しく、国外にも主要なライバル企業がいるため、審議資料(4)-4「第95回リース会計専門委員会で聞かれた意見」に記載されている、定期傭船契約については国際的比較可能性のニーズが乏しい可能性がある旨の意見については疑問がある。定期傭船契約は国際的にリースとして取り扱われているならば、海外の取扱いと異なることは望ましくないと考える。

以 上